

次期（令和3年度～令和6年度）可児市空家等対策計画策定スケジュール（予定）

協議会名	協議内容	開催時期
令和元年度 第二回協議会	現計画の課題と検討	令和2年1月末
令和2年度 第一回協議会	計画案骨子協議（期間内重点施策含む）	令和2年6月頃
令和2年度 第二回協議会	計画案詳細協議（期間内重点施策含む）	令和2年9月頃
令和2年度 第三回協議会	計画案最終協議（承認）	令和2年12月頃
-	計画案最終修正	令和3年2月～3月

令和3年4月1日施行

（参考）

可児市空家等対策計画（平成29年度～令和2年度）

本計画の期間内に重点的に実施する施策

1. 空家等実態調査
2. 所有者等意向調査の実施
3. 相談窓口の一本化
4. 空家等の適正管理に関する啓発
5. 空家等の発生抑制や空き家等対策に向けた事前準備に関する啓発
 - ① 空家等になる前の準備に関するチラシの作成
 - ② 出前講座の開催
6. 所有者等と地域における利用者意向とのマッチング
7. 除却に関する助成支援
 - ① 可児市空き家・空き地バンク制度の見直し（H30.4.1要綱改正）
 - (1) 対象地域を19団地限定から市内全域に拡大
 - (2) 利用者登録制度を廃止。これに伴い情報を提供する手段としてすぐメールかきを活用することとし、すぐメールかきに登録者に対し、新規登録、変更等の情報を迅速に提供する方法に変更
 - ② 可児市空き家空き地活用促進事業助成交付金制度の見直し（H30.4.1要綱改正）
 - (1) 空き家・空き地バンク登録物件を対象としていることから、バンク制度の対象地域拡大に伴い、助成金交付制度の対象地域も市内全域に拡大
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工した建物の解体に限り、助成額を工事費の10%（上限10万円）から工事費の20%（上限20万円）に増額
8. 特定空家等に対する措置